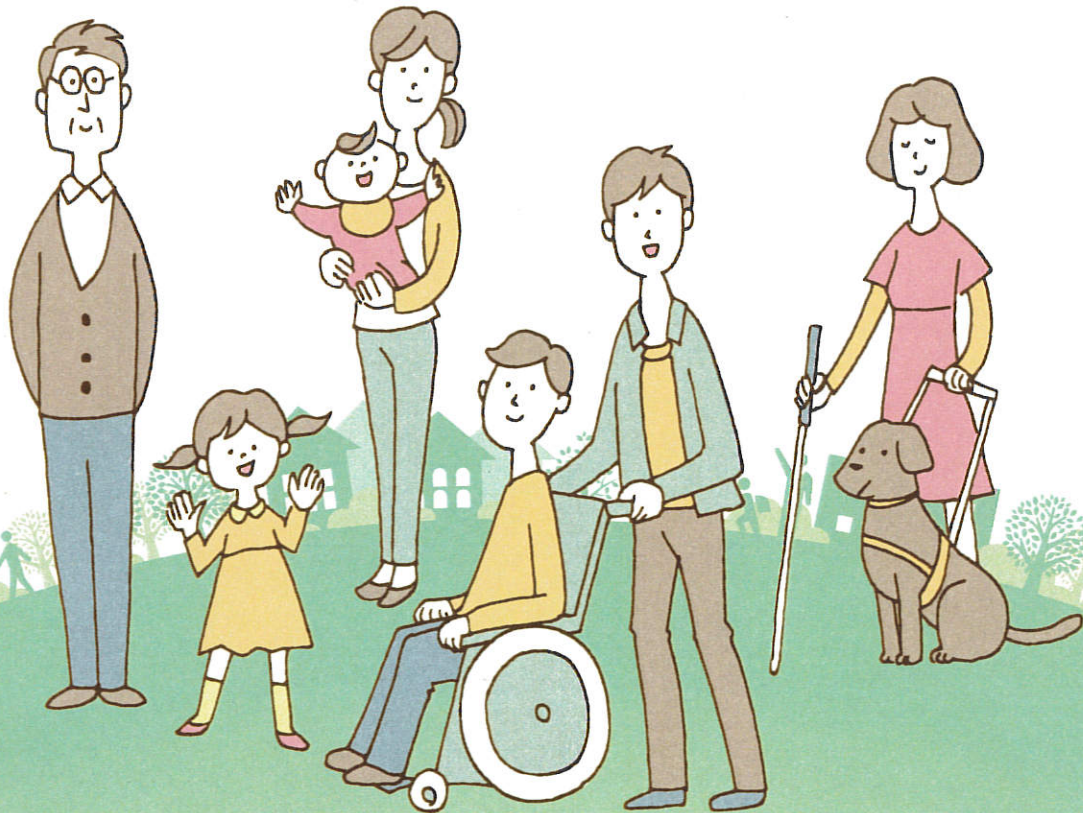


きょう せい
**共生の
まちづくり**

じょう れい
条例

がいよう
概要パンフレット

へいせい ねん がつ にちしごう
平成29年10月1日施行



はく さん し
白山市

この条例(市のきまり)がめざすもの

障害があってもなくても、安心して生活を送り、社会に参加する機会が保障され、その人らしさ(人格と個性)が大切にされる「共生(共に生きる)のまち 白山市」をこれまで以上にめざします。

基本理念(条例の基本となる考え方)

- (1) 障害のあるなしに関係なく、かけがえのない大切な一人の人間として、お互いを尊敬する気持ちで接しましょう。
- (2) 障害があるだけで差別をするということは、市民全員が考えなければならない問題です。障害に関する差別を無くすことが、社会を元気にするということをみんなが理解し、障害のある人もない人も一緒に協力して解決しましょう。
- (3) 障害のある人が就労したり、地域の活動に参加したり、日常生活を送ったりするときに社会が作り出す妨げを取り除きましょう。
- (4) 障害のある人が、自分の考えで、障害のない人と同じように、さまざまな活動に参加できるようにしましょう。
- (5) 合理的配慮は、障害のある人だけに
行うものではなく、全ての市民に必要
な配慮であることを理解し、実行
しましょう。
- (6) 障害のある人とのコミュニケーションの方法や、障害のある人が情報を得るための手段は、出来るだけ多く用意し、社会に広めていきましょう。



障害があるというだけで 差別するのは、禁止です。

しょうがい りゆう さべつ きんし
(障害を理由とする差別の禁止)

きょうせい しょうがい りゆう さべつ きんし たいせつ
共生のまちづくりのためには、まず、「障害を理由とする差別」を禁止することが大切です。

しょうがい りゆう さべつ しょうがい さべつ い
「障害を理由とする差別」とは、障害があるということだけで差別をすることを言います。

しょうがい りゆう さべつ ふとう さべつてきとりあつか ござりてきはいりよ
この「障害を理由とする差別」には、「不当な差別的取扱いをすること」と「合理的配慮を
おこな しょうらい
行わないこと」の2種類があります。

ふとう さべつてき
不当な差別的
とりあつか
取扱いをすること
とは

しょうがい しょうがい ひと
障害があるということだけで、障害のある人
きよひ けんり せいげん
を拒否したり、権利を制限したりすること。

ふとう さべつてきとりあつか れい
不当な差別的取扱いの例

れい①
くるま つか
「車いすを使っているから」と
いう理由でレストランなどの
いゅうてん ことわ
入店を断ること。



れい②
しょうがい
「障害があるから」という理由だけで、
アパートの契約を断ること。



合理的配慮とは

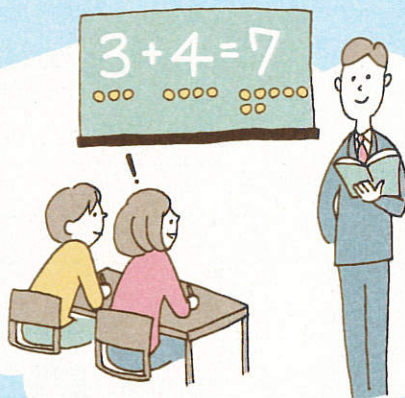
合理的配慮の例

障害のある人から「〇〇で困っているので、〇〇してほしい。」と言われたとき、できる範囲で(過度な負担なく)、障害に合った工夫や、やり方を考え、調整を行うこと。



【例①】
視覚障害のある人から書類を読み上げてほしいと言われ、読み上げること。

【例②】
聴覚障害のある人が災害の避難所にいるとき、ホワイトボードを用意し、見やすい文字を書いて情報を伝えること。



【例③】
知的障害のある人に対して、申し出がなくても、配慮が必要なお話がわかったので、分かりやすい言葉、図を使って説明すること。

【例④】
高いところにあるものをとって渡すこと。



- 障害のある本人が「〇〇してほしい」と伝えられない場合であっても、家族などから「〇〇してほしい」と言われた時もあてはまります。
- 障害のある人からの申し出がなくても、工夫が必要と思われる場合もあてはまります。

- 障害のある人も、障害のない人もお互いに納得できる話し合いをしながら合理的配慮をしましょう。
(建設的な対話を通じた合理的配慮)



市の責務(市が取り組むこと)

- (1) 障害のある人の「自分で決める」権利を大切にし、市民やお店、会社の人たちと協力して、障害に関する差別を無くすための取り組みを行います。
- (2) 障害のある人と十分に話し合い、お互いに納得できる方法で、合理的配慮を行います。
- (3) 「共生のまちづくり」の基本となる考え方を知っていただき、市民やお店、会社の人たちの理解を深めます。
- (4) 合理的配慮について、良い方法や参考となる取り組みを調査し研究します。
- (5) 市民やお店、会社の人たちが行う合理的配慮のお手伝いをします。
- (6) 障害は「一人ひとりその症状や程度、状態が違う」ことを知っていただき、市民やお店、会社の人たちの理解を深めます。
- (7) 「障害があることで差別された」などの相談に応じたり、もめごとに対して解決方法を一緒に考え、助言を行います。
- (8) 病院やハローワークなど、障害のある人を応援する市役所以外の団体と力を合わせ、差別を無くすための取り組みを行います。



市民、お店、会社がすること(市民及び事業所の責務)

市民、お店、会社は、障害や条例の基本となる考え方を理解して、市の取り組みに協力します。また、どういった工夫ができるかを障害のある人と前向きに話し、お互いに納得して、合理的配慮を行います。



いろいろな場面や分野での共生や環境整備

白山市は「情報コミュニケーション」、「就労」、「保育及び教育」の場面や分野で、障害のある人とない人の共生を進めるため、様々な取り組みを行います。そのほか「防災」や「医療・保健」、「公共施設・交通機関」についても共生への取り組みを行い、環境整備に努めます。

相談窓口 相談窓口

障害に関する差別は、全ての市民が障害について考え、理解を深めることで、なくしたり、減らすことができます。

それでも差別されたと思った時に相談できる窓口がありますので、このパンフレットにはさんである「相談支援専門員」がいる事業所にご相談ください。

くわしいことは、

[白山市障害福祉課 \(電話 076-274-9526、ファックス 076-275-2211\)](tel:076-274-9526)

までお問い合わせください。

白山市障害者差別解消のまちづくり支援協議会

「白山市障害者差別解消のまちづくり支援協議会」は、相談窓口にご相談し、それでも争いが続いている場合に、両者に助言やあっせん（両者の話を聞いて解決するように働きかけを行うこと。また、争いを解決するための専門機関につなぐこと。）を行います。また、この協議会では福祉、医療、教育などの専門知識を持った委員が、障害に関する差別防止や解決に向けた取り組みなどを話し合います。

【問い合わせ】

白山市健康福祉部障害福祉課

白山市倉光二丁目1番地

TEL : 076-274-9526 FAX : 076-275-2211
E-mail : syougaifukushi@city.hakusan.lg.jp